

名古屋金城ふ頭アリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第10号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例の一部を改正する条例

名古屋金城ふ頭アリーナ条例（令和 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

使用区分	利用料金の額	
大型自動車	1 台 1 回につき 2,000円	
普通自動車	平日	1 台 2 時間につき 500円
	土曜日、日曜日等	1 台 1 時間につき 500円
<p>備考</p> <p>1 日曜日等とは、日曜日及び法に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。</p> <p>2 普通自動車については、平日の 1 回の駐車に係る料金が1,500円を超える場合における料金は1,500円とし、土曜日及び日曜日等の 1 回の駐車に係る料金が2,000円を超える場合における料金は2,000円とする。</p>		

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者に係る駐車場の利用料金の納付額については、なお従前の例による。